

日高村生活応援券取扱要領

1. 目的

日高村が発行する日高村生活応援券（以下「応援券」という）は、昨今の物価高騰に対する家計支援を行うとともに、村内の消費拡大によって地域経済を活性化させることを目的とし、送付対象者 1 人あたり 17,000 円分の応援券を送付する。

2. 送付対象者並びに応援券の発行主体及び管理者

送付対象者：令和 7 年 12 月 31 日を基準とし、住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、令和 8 年 2 月 28 日までに死亡した者は除くものとする。

発行主体及び管理者：日高村

3. 対象・取扱い事業所

日高村内を範囲とし、応援券の取り扱いを希望し、指定の別紙登録申請書を提出した事業所とする。ただし、下の(1)～(5)に該当する事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている事業者。
- (2) 特定の宗教団体・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 後述、「5. 応援券の内容(3)応援券使用の厳守事項⑥応援券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。
- (4) 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金が発生する商品のみを取扱う事業者。

4. 事業所手数料

無料。

5. 応援券の内容

- (1) 応援券の種類：1,000 円券の 1 種類とする。
- (2) 応援券の利用期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
- (3) 応援券使用の厳守事項（商品券への記載事項）
 - ① 応援券の使用期限は令和 8 年 9 月 30 日です。期限を過ぎると使用できません。
 - ② 応援券は、日高村内の応援券取扱い加盟事業所のみで使用できます。
 - ③ 他店での転用及び未使用応援券の換金は禁止します。
 - ④ 応援券は、現金とのお引換え、金融機関への預け入れは致しません。
 - ⑤ 応援券でのお買い物には、つり銭をお渡しできません。
 - ⑥ この応援券で利用対象にならないもの
 - ・換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プ

リペイドカード等)

- ・出資や金融商品、債務の支払い
- ・土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業に関する支払い
- ・国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む）
- ・「たばこ事業法」第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入
- ・取扱事業所自らの事業上の取引（賞品の仕入れ等）
- ・特定の宗教や政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの

⑦ 応援券に発行者印、番号のないものは無効です。

⑧ 本券の盗難、紛失又は毀損等に対し、発行主体は責任を負いません。

⑨ 応援券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。

⑩ 応援券で購入した商品等については現金及び当該応援券による返金はできません。

※応援券使用の厳守事項に違反した場合には取扱事業所の取り消し及び換金を停止します。また、応援券の換金化等悪質なものにつきましては、警察と相談の上、厳正に対処します。

6. 換金手続き

- (1) 加盟事業所は、消費者より受け取った応援券と日高村生活応援券換金請求書（事前にご記入ください）を換金期間内に日高村役場産業環境課に持参すること。※枚数の確認に計数機を使用するため、1枚ずつ切り離してください。また、ホッチキス止め等をしないでください。
- (2) 換金は換金期間の日高村役場開庁時、随時受付し、所定の書類が整い次第、直近の支払日に指定口座に振り込む。ただし、特殊事情による場合はこの限りでない。

7. 換金期間

令和8年4月1日～令和8年10月30日まで。ただし、特殊事情による場合はこの限りでない。

8. 換金手数料

無料。

9. その他

アンケート調査等をする場合がございますので、その際はご協力ください。